

神奈川県川崎市は、2010年12月、契約条例に公共事業の質と労働者の賃金を保証する条項を盛り込み、市契約条例を改正した。これは事実上の「公契約条例」の2例目であり、政令指定都市ではじめてのことだ。とりわけ、環境分野の研究開発拠点づくり、音楽やスポーツをテーマのまちづくりなどを積極的に進め、発展するまちのお手本として見られることの多い川崎市が「公契約条例」を制定させたことの意義は大きい。今、雇用の全国モデルとしても期待される川崎市の「公契約条例」の特徴とその意義を中心に阿部孝夫市長に聞いた。

今回の契約条例の改正は、実質的には「公契約条例」の制定ですね。
政令指定都市で初となりますが、条例を改正しようと思われたきっかけは何だったのでしょうか。

川崎市は、「公契約条例」ではなく「契約条例の改正」という形をとりましたが、中身は「公契約条例」そのものです。

最近は入札における競争が厳しくなっています。実際、川崎市が発注する公共工事等においても低価格入札が増加して、ダンプの発生や、下請業者・労働者へのしわ寄せが懸念されていました。最低制限価格というものを設けてはいるものの、落札価格が最低制限価格ぎりぎりのところに張り付くものについては、本当に契約した相手が適正な仕事をしてくれるか心配な面があります。

税金を使う契約ですから、市民サービスとして品質を確保することが非常に大事です。そのためには、下請けの方や現場で働く人に適正な賃金を支払い、仕事の品質を落とさないように働いて頂くことが必要です。



公的なサービスの品質を確保することと、下請けまでを含めて働く人たちのきちんとした労働条件が確保されること、この二つは極めて重要な要素です。こういう時代だからこそ、このようなとりくみが必要だと判断しました。

川崎市契約条例の改正の主な特徴は何でしょうか？

先例である千葉県野田市の公契約条例を参考にしつつ、川崎市契約条例に独自の規定を盛り込みました。主な特徴として、6点が挙げられます。

1. 「契約に関する施策の基本方針」や「市及び契約の相手方の責務」を規定したこと
2. 「指定管理者」との協定も公契約の範囲に含めたこと
3. 請負契約により作業に携わる、いわゆる「ひとり親方」も対象としたこと
4. 業務委託契約に携わる労働者の賃金の下限額の基準として「生活保護基準」を採用したこと
5. 賃金の下限額を定めるにあたり、事業者や労働者の代表からなる「審議会」の意見を聞くこととしたこと

6. 「指定出資法人」や「PFI事業者」が締結する契約についても、市に準じた措置を講ずるよう努めることとしたこと

実際には、公契約はあくまでも契約です。条例で一方的に規制してしまうのではなく、あくまでも契約事項として定め、契約によって守って頂くというとりくみになっております。

パブリックコメントを行ったそうですが、市民や事業者の反応はいかがだったのでしょうか？

パブリックコメント手続きを行った結果、208通の意見書が寄せられ、838件の意見を頂きました。ほとんどが条例改正に賛同する趣旨の意見でしたが、対象となる契約の範囲を広げてほしいという意見も多数ございました。一方で、事業者からの「会社運営という面からは、競争で大変厳しい状況になるのではないか」というような心配の声もありました。

契約では、事業者には同じ条件で入札をして頂きます。建設業界、ビルメンテナンス業界、あるいは商工会議所、といったところに詳しく説明をし、協議を十分に進めた結果、契約条例の改正に反対するような意見は、出ませんでした。

市議会でも、事業者側、労働者側という両方からの意見がありました。平成21年12月の議会で、公契約条例の制定に向けて検討することを初めて表明しました。それ以降の市議会で、各党派から公契約条例の検討内容についての質問を受け、十分に議論しました。さらに、条例改正の基本的な考え方がまとまった段階で、総務委員会に報告するなど、逐次説明をしながらとりくみしましたので、最終的には議会でも全会一致で賛成して頂きました。



条例改正後の課題として、どのようなことが挙げられますか？

実行していくというのが非常に大事ですから、まず周知徹底を図って守ってもらうことが大事です。そのためにも、市役所の対応組織をきちんと整備していかなければなりません。また、それぞれの事業者団体などを通じて、よく理解してもらうということです。

また、本当に賃金が適正なのかをチェックする必要があります。そのために事業を受注した事業者は、契約に携わる労働者の台帳を作成します。この台帳をもとに市が労働者の賃金を確認していくので、台帳をいかに適正に作るかが、条例の実効性を担保する上でとても大事です。

条例を改正したことで、さらに川崎をどのようにしていきたいとお考えですか？

「ここで仕事をしていれば、正当に、適正に評価される」と思えば安心して働けますよね。契約に携わる人が、適正な労働環境の下で働くことで、公共事業の品質は向上し、働く人の生活も成り立ちます。そうして、市民が豊かで安心して暮らせるような地域社会にしていければと考えています。

条例制定のこつを教えてください。

川崎市では、今回の条例改正にあたり準備に時間をかけ、様々な立場の人から意見をうかがい、調整をしながら進めてきました。いろいろな意見がありましたが、一つひとつを丁寧にクリアしていくこと、そして最初の基本例示の設定が非常に重要です。

公契約条例を制定しようとしている人たちに、アドバイスをお願いいたします。

「公契約で品質を確保し、それを適正に執行することによって、働く人たちが希望を持って働けるようにする」。こういった基本的な考え方が、今の時代に非常に重要であるということを、信念をもってとりにくんで頂くことが一番だと思いますね。また、利害関係者も多いので、いろいろな方とよく意見交換をしながら進めていくことが必要だと思います。



さらに、公契約に携わる労働者の適正な労働条件を確保していくことは、自治体として緊急の課題です。労働環境の整備という政策的な視点から見ると「公契約条例」は、一つの自治体で実施するだけでは十分ではなく、自治体が相互に連携していくことが大切だと思います。条例だけでなく、「公契約法」の制定を国に呼びかけていくことも必要だと考え、2010年12月28日に、政府与党に対して法制度の確立を緊急要請したところです。

このような動きが、結果的に地域経済の発展につながるものと考えていますので、他の自治体にもご賛同頂ければ思っております。